

♪ よくある質問 ♪

【ベスト10】

(「定期検査業務基準書 2017年版」、以下 2017年版と表記)

Q1:昇降機定期検査報告の初回はいつからか? (2017年版 P12 参照)

A1:建築基準法施行規則第6条第1項による 中国四国ブロック昇降機等検査協議会管内の行政庁で、「検査済証が交付された月の翌年」が初回の報告となる行政庁は、

倉敷市・鳥取県・鳥取市・米子市・倉吉市・香川県・高松市 の7行政庁。

他 35の行政庁 は「2年後の報告月が初回の報告」となります。

その後は、毎年の(報告月)に報告することになります。

【初回が2年後になる理由: 規則第6条第1項による、

検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。】

* 協議会HP 「定期検査報告制度」の「定期検査の報告時期等」参照

Q2:昇降機定期検査日はいつから可能か?また報告はいつから受付可能なのか? (2017年版 P12 参照)

A2:定期検査の報告時期は、法第12条第3項を受け、規則第6条1項において、

「おおむね6月から1年までの間隔において特定行政庁が定める時期」とされています。

詳しくは、ホームページ「定期検査制度」「定期検査の報告時期等」を参照下さい。

Q3:報告者は所有者か?管理者か? (2017年版 P5 参照)

A3:建築基準法第12条1項に、所有者と管理者が異なる場合は管理者と明記されておりままでの

管理者を記入して下さい。

Q4:昇降機定期検査報告書の手数料を教えて。

A4:エレベーター・エスカレーター・・・・・・・ 1,800円

遊戯施設・ウォータースライド ・・・・・・・ 1,600円

階段・段差解消機 ・・・・・・・ 1,000円

ホームエレベーター ・・・・・・・ 1,000円

小荷物専用昇降機 ・・・・・・・ 1,000円

令和6年4月現在(税込み)

Q5:昇降機等の定期検査制度、保守等について関連法令を含めて参考となる資料はありますか?

A5:日本建築設備・昇降機センター発行の「定期検査業務基準書」及び「昇降機技術基準の解説」

ならびに、「昇降機の適切な維持管理に関する指針及びエレベーター保守・点検業務標準契約書」が発行されています。

令和6年10月改訂

Q6:報告書等の様式はインターネットにてダウンロード（EXCEL,WORD等）で公開してもらえるのか？

A6:中国四国ブロック昇降機検査協議会のホームページ「報告書ダウンロード」に掲載していますのでご活用下さい。

Q7:定期検査報告書（第二面）【5.昇降機の概要】欄にエレベーター以外はどのように記入したらよいか？

（2017年版 P37～38 参照）

A7:エレベーターは【イ. 種類】～【チ. 製造者名】すべて記入して下さい。

エスカレーター・小荷物専用昇降機は【ハ. 駆動方式】、【二. 用途等】、【ホ. 機械室の有無】は記入不要です。

Q8:検査結果表の指摘が（要是正）（要重点点検）（既存不適格）の場合に、（第一面）（第二面）の記入要領がよく判らないのだが？

A8: 「定期検査報告書の記入要領」「既存不適格について」に従って記入し下さい。

（2017年版 P34～51 参照）

報告書 第一面【4. 口】と 第二面【6. イ】の記入方法

※ 1台の場合

事例No.	第一面【4. 口】	第二面【6. イ】	改善予定 第一面【4. ニ】 第二面【6. ハ】	検査結果
1	要是正の指摘あり 要重点点検の指摘あり 台 (うち既存不適格 台 指摘なし 1 台)	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (□既存不適格) <input checked="" type="checkbox"/> 要重点点検の指摘あり □指摘なし	記入不要	指摘なし
2	要是正の指摘あり 要重点点検の指摘あり 1 台 (うち既存不適格 台 指摘なし 台)	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (□既存不適格) <input type="checkbox"/> 要重点点検の指摘あり □指摘なし	記入要	是正
3	要是正の指摘あり 要重点点検の指摘あり 1 台 (うち既存不適格 台 指摘なし 1 台)	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (☑既存不適格) <input type="checkbox"/> 要重点点検の指摘あり □指摘なし	記入不要	既存
4	要是正の指摘あり 要重点点検の指摘あり 1 台 (うち既存不適格 台 指摘なし 台)	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (□既存不適格) <input checked="" type="checkbox"/> 要重点点検の指摘あり □指摘なし	記入要	重点点検
5	要是正の指摘あり 要重点点検の指摘あり 1 台 (うち既存不適格 台 指摘なし 台)	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (□既存不適格) <input type="checkbox"/> 要重点点検の指摘あり □指摘なし	記入要	是正・既存
6	要是正の指摘あり 要重点点検の指摘あり 1 台 (うち既存不適格 台 指摘なし 台)	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (□既存不適格) <input checked="" type="checkbox"/> 要重点点検の指摘あり □指摘なし	記入要	是正・重点点検
7	要是正の指摘あり 要重点点検の指摘あり 1 台 (うち既存不適格 台 指摘なし 1 台)	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (☑既存不適格) <input checked="" type="checkbox"/> 要重点点検の指摘あり □指摘なし	記入要	既存・重点点検
8	要是正の指摘あり 要重点点検の指摘あり 1 台 (うち既存不適格 台 指摘なし 台)	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (□既存不適格) <input checked="" type="checkbox"/> 要重点点検の指摘あり □指摘なし	記入要	是正・既存 ・重点点検

※複数台ある場合、第一面【4. 口】はこの記入と異なります。（各号機の二面結果を第一面【4. 口】に集計します）

指摘があった場合、検査項目の番号と、検査項目内容を簡潔に記入し、又は「検査結果表のご参照」と記入する。

要是正と要重点点検の指摘の場合は、「有・無」にレ点をする。「有」の場合「改善予定年月」は必ず記入すること。

Q9:大臣認定装置等で報告書へ記入が必要な装置はなに？

A9:大臣認定等取得した装置で、「8. 備考欄」に記入が必要な装置は下記の通りです。

（認定番号が不明の場合はホームページ等製造者に確認して下さい）

- ・戸開走行保護装置【大臣認定番号:ENNNNUN-0000】
- ・平型ロープ 【大臣認定番号:EPNN-0000 EPNNNN-0000】
- ・可変速エレベーター（電子式終端階強制減速装置）【大臣認定番号:ENNNSNN-0000】
- ・ポリウレタン製緩衝器【認定番号:ENNNSNN-0000】
- ・ポリウレタン製緩衝材【認定番号:ENNNSNN-0000】

Q10:検査会社・保守会社を紹介してほしい

A10:協議会では検査会社、保守会社の紹介・斡旋は行っておりません。

【定期検査報告書】

《一面》

Q1:所有者が2名いるのだが2名記入するのか？

A1:所有者が記入を望まれるのなら2名記入されても結構です。それ以上の場合は、その他「何社」「何名」で対応をお願いします。（協議会にご確認下さい）

Q2:管理者も2名いるのだが2名記入してもよいか？（2017年版P35参照）

A2:所有者もしくは、所有者から昇降機等の維持管理上の権限を委託されている管理責任者で
（建物自体の管理者は含まれない）あることから、代表者1名で記入して下さい。

Q3:報告書の記入間違いがあり訂正したのだが、訂正印は誰の印が必要か？（2017年版P34参照）

A3:地域法人が訂正した軽微な部分を除き、報告者又は検査者が訂正印（報告書と同一印）をお願いします。

《二面》

Q1:検査者が複数で検査を行っている場合の訂正印は、代表検査者ですか？

A1:基本的には代表検査者をお願いします。（異動等無理な場合は記載検査者でも可とします）

Q2:いす式階段昇降機の勾配について、最低～最大等の複数の数値があるがどの数値を記入するのか？

A2:基本は確認申請に記載された数値です。しかし、不明ならば最大勾配値を記入して下さい。

《三面》

Q1:三面（不具合報告）にはどういった内容を記入すればよいのでしょうか？（2017年版P51-53参照）

A1:前回検査時以降に把握した機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因する
戸開走行、異常音、振動、衝突等をいいます。

Q2:三面（不具合報告）が必要なものに、「維持保全作業で覚知した不具合」とあります
が具体的にはどの程度までの不具合を示すのでしょうか。消耗品の交換なども含めるのでしょうか？（2017年版P52参照）

A2:建築基準施工規則に定める様式（第36号の3様式及び第36号3の3様式）の（注意）及び
定期検査業務基準書（報告書の記入要領）を参照ください。なお、異常に至る前の消耗品の交換は
含みません。

Q3:三面（不具合報告）の「改善予定」が特定できない場合の記入方法が知りたい。

A3:改善（予定）年月欄は「一」を記入し、改善処置の概要等の欄に、改善予定が特定できない理由
を必ず記入してください。

【検査結果表】

《全般》

Q1:検査の結果、要是正に近い状態であるが、要重点点検項目がない場合はどのようにするのか？

A1:指摘なしの判定を行い、「その他特記事項」として第一面・検査結果表に記入し、別添写真を作成の上、所有者・管理者及び特定行政庁に要是正に近い状態がわかるようにしてください。

Q2:前回報告分での間違いの訂正・変更等の内容はどこに記入すればよいのか？

A2:報告誤りについての変更記載は、検査結果表の特記事項欄に記入して下さい。

Q3:メーカーの情報開示がないものについてはどのようにすればよいか？

A3:メーカーに問い合わせてください。問い合わせた結果開示されない場合は、「製造者の基準なし」として検査し判定して下さい。
(接触器の交換基準等 検査者が基準を決める項目もあるので注意が必要)

Q4:判定基準が変わったことによって、前回の判定と違う場合はどのように報告すればよいか？

A4:特記事項欄に番号・検査項目と「判定基準が変更されたために 指摘なし（または要重点点検）に変更します。」と記入下さい。

Q5:検査結果表で、摩耗量や直径等の測定値を記入する項目において、測定箇所が複数ある場合は最小値・最大値を記入するのか？

A5:検査結果表には、最も摩耗が進行しているもの（最も状態の悪いもの）の値を記入して下さい。
尚、検査結果表に記入しなかったものも含め測定結果は全て保存しておくことが重要です。

《1.機械室》

Q1:昇降機の機械室内に荷物があり片付けるよう所有者・管理者に指示するが、片付ける意思がない場合、改善予定日の記入ができるかどのようにすればよいか？

A1:指摘事項の改善予定がない場合は、改善予定日なしと記入し、所有者等に改善の意思がない旨を特記事項欄に記入して提出して下さい。

Q2:「受電盤・制御盤」の絶縁抵抗値の記入方法を教えてほしい。

A2:制御回路等は、従来の制御・信号・照明回路を含んでおり、電圧がすべて150V以下であればそれらの回路の最低絶縁値を記入する。

Q3:ディスク式ブレーキでパッドの測定値記入欄は2箇所あるが、パッドが一つの場合はどのように記入するのか？

A3:クラッチ式と考えられるので、左右を抹消し右欄の方に測定値を記入して下さい。

(クラッチ式で2ヶある機種の場合は、〇〇/□□とスラッシュで区切り右欄に記入)

《 2. 共通 》

Q1:全主索(鎖)に殆ど摩耗がなく、全主索(鎖)に殆ど差がない場合はどのように記入するのか？

A1:昇降機等検査員資格者が最も摩耗したと判断できる主索(鎖)を1本選んで記入すること。
(主索を交換した直後で摩耗がない場合は「主索(鎖)の摩耗なし」と記入しても良い)

Q2:「素線切れが生じた部分の断面積の割合」の測定方法は？

また、素線切れがなければ測定は不要か？

A2:JIS A4302の主索及び調速機ロープの項目に従って検査して下さい。

また、素線切れがなければ測定できませんので、「70%超・以下」の両方を抹消して下さい。

Q3:巻胴式エレベーターで、調速機スイッチがついているので「主索の緩み検出装置」について
いないがそれでよいのか？

A3:巻胴式エレベーターにあっては、主索緩み検出装置の取付けが義務つけられています。
調速機の過速スイッチとは目的が違うので兼用はできません。(油圧間接式も同様)

Q4:「床合わせ補正装置及び着床装置」がない場合は抹消でよいか？

A4:「着床装置」は全機種に必要であり抹消することはできません。

《 3. かご室 》

Q1:「外部連絡装置」において、管理室に設置してあるものは正常に機能するが、機械室のインターホンのみが不通の場合、判定はどうすればよいか？

A1:法令は、「非常の際かご内からかご外に連絡することができる装置」となっていることから 指摘なしと判定し、その他特記事項として記入下さい。(管理室等外部との常時連絡が可能であることが絶対条件)

Q2:荷物用エレベーターの外部連絡装置が設置されていない場合は、抹消でよいか？

A2:荷物用で人が乗らないエレベーター(かご内に操作盤・表示器等がついていない場合)は外部連絡装置・かご内停止スイッチは不要です。

《 4. か ご 上 》

Q1:自動車用で、かごの戸・天井がついていないタイプでも、ドアインターロックスイッチ(施錠装置)の必要か？

A1:当該検査項目はかご上欄にはありますが、昇降路側の戸の検査項目であり、当然戸がついているのでインターロックスイッチ（施錠装置）の検査は必要です。

《 6. ピ ッ ト 》

Q1:「釣合おもり底部すき間」において、前回測定値がない場合はどうするのか？

A1:前回の測定値が不明な場合の判定は、「要重点点検」として下さい。

Q2:「釣合おもり底部すき間」を、主索切り詰め・調整台取外し等で前年度より大きくなった場合の記入方法はどのようにすればよいか？

A2:検査結果表特記事項欄下の空白部分に「作業年月日・作業内容」を記入して下さい。

Q3:「釣合おもり底部すき間」で、制御方式を記入しますが、インバーター制御はどちらになるのか？

A3:JIS A4302 に「交流 1 段制御・交流 2 段制御とその他」があり、帰還制御含めインバーター制御は「その他」になります。

Q4:機械室なしエレベーター(小型含む)のピットの耐震対策は対象外になるのか？

A4:ロープガードの取付状況、かご下ガイド部のレールとの係り代、突起物に対する保護装置の状況等確認する必要があります、抹消はできません。

Q5:機械室なしエレベーターで駆動装置の保護カバーがついていないものはどうすればよいのか？

A5:ピットに巻上機が設置されている場合のみですが、法的に設置義務はなく取り付けられている場合のみ検査し不具合があれば要是正として下さい。ただし、駆動装置がピット以外に設置されている場合保護カバーは不要で抹消となります。

【機種別】

《油圧エレベーター》

《2. 共通》

Q1:直接式油圧エレベーターは「はかり装置」が必要ですか？(乗用・人荷用・寝台用の場合)

A1:法令では「はかり装置」は乗用・人荷用・寝台用すべて必要、ない場合は指摘となります。

《3. かご室》

Q1:油圧式エレベーターで荷物用の場合は、床合せ補正装置は必要ですか？

A1:油圧式エレベーターの床合せ補正装置は、「長時間停止時の自然沈下の補正装置」であり全油圧式エレベーターが対象となり検査・判定が必要です。

《4. かご上》

Q1:直接式油圧エレベーターのプランジャーストップで停止したときの、かごの頂部すき間の測定は必要か？

A1:直接式の場合は、頂部すき間は変化しません。したがって油圧ジャッキやシリンダー架台の変更を確認され、変更のない場合は頂部すき間の測定は不要です。

《小荷物専用昇降機》

《1. 機械室》

Q1:小荷物専用昇降機の点検用コンセントについて教えていただきたい。

A1:点検時に使用する照明器具の電源が確保されているかどうかを確認することを目的としています。望ましい設置場所は機械室内で点検口から手の届く範囲ですが、機械室外、昇降路外であっても、点検用の照明器具や修理時の工具等の使用に支障がない場所に設置されている場合は指摘なしとして下さい。

Q2:上下部のリミットスイッチがない場合は抹消してもよいか？

A2:設置されている場合は検査が必要です。製造者によっては、終端階の停止用スイッチとリミットスイッチを共用している場合が多いので注意して検査して下さい。

《エスカレーター》

《4. 安全装置》

Q1:動く歩道でスカートガードスイッチがついていないものは抹消でよいか？

A1:建設省告示1424号においてスカートガードスイッチの取付は動く歩道（角度15度以下）は不要となっているので抹消して下さい。

《5. 安全対策》

Q1:ハンドレール停止装置がついていない場合はどうすればよいのか？

A1:平成12年建設省告示第1424号第二号をもって、ハンドレールが停止した状態を検知する装置を全エスカレーター・動く歩道について、作動の状況の検査が令和6年4月1日より施行されました。よって令和6年4月1日以前に確認申請されたものでついていないものは、「要是正（既存不適格）」となります。

Q2:エスカレーターの交差部固定保護板について、現基準に適合しないものについては、「要是正（既存不適格）」という判定でよいのでしょうか？

A2:平成12年建設省告示1417号第1第三号に規定されており、この告示が施行前（平成12年6月1日以前）に確認申請されたもので、この規定に適合しないものが「要是正（既存不適格）」となります。

Q3:エスカレーターダウン専用の場合でも交差部固定保護板は必要ですか？

A3:下降運転専用で、上昇運転ができないものは不要です。ただし、運転操作で上昇運転が可能であれば交差部固定保護板の取付が必要です。

《階段・段差解消機》

《1. 駆動装置》

Q1:ブレーキパッドの写真(別添1様式)が必要だが機器的に不可能である。

A1:ブレーキ付近を撮影し、特記事項に撮影不可の理由を記入し提出して下さい。

取付け位置も「左・右」に統一して下さい。（上下への変更は不可です）

【労基対象について】

Q1: 「労働安全衛生法」の(性能検査)を実施していたが、建物用途が変更となり「建築基準法」の(定期検査)に移行するにはどうすればよいのか？

A1: 下記の書類を取り揃えて申請をお願いします。

	提出書類	検査時期
性能検査→定期検査	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の性能検査の検査済証（写） ・労働基準監督署に提出した廃止届（写） ・定期検査報告書 	性能検査の有効月までに定期検査を実施。但し廃止届提出後に実施のこと。
定期検査→性能検査	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の性能検査の検査済証（写） ・協議会へ送付。協議会で「除外申請書」作成 	定期検査の有効月までに性能検査を実施。

【検査報告書（第一面）の押印不要について】

Q1: 検査報告書（第一面）の押印が不要となったが、今後どのような対応となるのか知りたい。

A1: 令和2年12月23日付官報にて検査報告書（第一面）の様式変更が通知されました。
(施行は令和3年1月1日)

報告書（第一面）の報告者氏名欄及び検査者氏名欄の「印」が抹消となります。この事から、協議会の対応を以下の通りとしますので、よろしくお願いします。

- 1) 報告書（第一面）の報告者、検査者欄の押印は不要で、氏名はワープロやゴム印でも構いませんが、訂正の場合の訂正印は必要です。また、令和3年4月以降の報告書より新様式で発送しますが当面の間旧様式の使用（押印あり、なし共）でも受け付けます。

【保守会社変更届について】

Q1: 確認年月日・番号、検査済証交付日・番号がわかりません。

A1: お客様へ前回書類の確認又は、お客様を通してメーカー様への確認などをお願い致します。

なお、建築物の確認申請、検査済証では昇降機の特定はできません。昇降機の確認申請、検査済証の交付日・番号をご確認ください。※併願申請の場合は竣工検査日をご確認ください。